

川島町地域公共交通計画策定支援業務仕様書

1 業務名

川島町地域公共交通計画策定支援業務

2 目的

平成30年3月に策定した川島町地域公共交通網形成計画（以下、「網形成計画」という。）が令和4年度をもって計画期間終了を迎えるため、当該計画の最終評価・検証を行い、公共交通の活性化及び再生に関する法律（令和2年法律第36号）に対応する形式で網形成計画を改定し、計画期間（5年間）における町内全ての公共交通の効果的な運用についての基本的な方針を反映した「川島町地域公共交通計画」を策定するものである。

また、本計画においては、網形成計画での課題、検証を踏まえ、より実効性のある計画とし、形骸化した計画とならぬよう、具体的な取組や適切な指標（課題・成果）の設定、本計画を実行していくために必要なPDCA（特に実施事業の検証方法や政策実現に向けた施策・事業の軌道修正・廃止方法等）のサイクルの構築を行う。

3 対象地域

川島町全域とする。

3 履行期間

契約締結日から令和5年3月15日（水）まで

4 業務内容

（1）川島町の地域特性の把握

既存資料の収集・整理から、川島町の地勢・人口分布や地域特性、主要施設の立地などの地域特性の把握・整理する。

（2）地域公共交通の現状整理

川島町の公共交通の現状（サービス状況、利用状況、経営環境等）について整理する。

- ・民間路線バス
- ・タクシー
- ・スクールバス
- ・企業送迎
- ・医療送迎
- ・福祉送迎

・かわみんタクシー

(3) 目指すまちづくりの方向性の整理

第6次川島町総合振興計画や川島町都市計画マスタープラン等の上位計画、その他各種関連計画と本町が目指すまちづくりに取り組むうえでの関連性を整理する。また、特に移動に関わりが深い庁内関係部署（福祉、教育、観光等）にヒアリングを行い、直近の政策動向を把握する。

(4) 移動実態とニーズ把握、分析等

(2) で整理した民間事業者へのヒアリング等により、地域公共交通の運営上の課題を把握するとともに、町民へのアンケート調査（設問数 20～30 問、2,000 件程度、クロス集計実施）により、移動実態や住民意識等について把握し、町民ニーズの現状と将来の可能性を検討する。

※配布・回収は郵送を予定する。

(5) 公共交通に関する課題の整理

上記の調査結果を踏まえ、本町の地域公共交通が抱える問題点及び課題を整理する。また、網形成計画の最終評価及び検証も併せて行う。

(6) 基本方針・目標の検討

調査結果や問題点・課題を踏まえ、川島町における地域公共交通の基本方針や目標を検討する。また、目標達成について評価する評価指標を設定し、PDCA の具体的内容を検討する。

(7) 計画に位置付ける事業の検討

計画に位置付け、計画期間内に実施する事業の内容や実施主体、スケジュール等について検討・調整する。

(8) 計画（案）、報告書のとりまとめ

前項までの検討結果及び法定協議会での検討結果を地域公共交通計画（案）としてとりまとめ、本業務の報告書を作成する。

(9) 会議等の運営支援

(1) 法定協議会の運営支援（5 回程度／年）

会議資料の作成を行い、会議に出席し必要な支援を行う。また、議事録の作成を行う。なお、会議資料は町で印刷を行う。

(2) 打合せ協議（5 回程度／年）

初回、中間時 2 回、納品時を原則として、対面及び Web 等で適宜打合せを行う。

5. 成果品

川島町地域公共交通計画（本編）	30部
川島町地域公共交通計画（概要版）	50部
委託業務報告書	2部
上記の電子データ	1式

6 その他

- (1) 受注者は、常に発注者と連絡を密にし、発注者との協議を経て業務を進めること。
- (2) 受注者は、本業務の全部又は一部を再委託もしくは請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を再委託もしくは請け負わせる場合において、事前に書面にて報告し、川島町の承諾を得たときは、この限りではない。
- (3) 本業務は必要な資料等で発注者が所有するものについては、受注者に貸与する。ただし、本業務完了後、受注者は速やかに返却するものとする。
- (4) 受注者は、本業務の遂行上知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 本業務を処理するための個人情報の取扱については、川島町個人情報保護条例の規定を適用する。
- (6) 成果品の著作権と使用权は発注者に属するものとする。
- (7) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、定めるものとする。